

国家ハイテク産業開発区の質の高い発展の促進に関する若干の意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2020年7月17日に「国家ハイテク産業開発区の質の高い発展の促進に関する若干の意見」（中国語名「关于促进国家高新技术产业开发区高质量发展的若干意见」、以下「意見」）を発表した。
- 1988年に北京で「中関村サイエンスパーク」が中国初の国家ハイテク産業開発区（以下、「国家高新区」）として設立されたのを皮切りに、「国家高新区」の数は、2020年7月末現在、168カ所（東部70カ所、中部43カ所、西部39カ所、東北部16カ所）に達している。「国家高新区」の発展を「量的拡大」から「質的向上」に転換させるために発表されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、5大措置が打ち出された。具体的には、(1) 自主的革新能力の向上（ハイエンド革新資源の集約化〔産業技術革新機関の積極的育成等〕、一流人材の誘致・育成〔高度外国人材の就労ビザ申請の規制緩和等〕、コア技術の革新と成果転化の強化〔パイロット・テストを行うプラットフォームの整備等〕）、(2) 企業の革新力の更なる強化（ハイテク企業の成長促進〔複数のユニコーン企業の育成等〕、技術革新型中小企業の育成〔技術者による起業への支援強化等〕、科学技術の革新と起業へのサービス強化〔科学技術関連サービス機関の育成等〕）、(3) 産業高度化の推進（新興産業の育成・発展の促進〔新技術・新製品・新業態・新モデルの発展促進等〕、リーディング産業の成長と競争力強化の推進〔革新的資源の配置と産業発展の全体計画の強化等〕）、(4) 開放・革新の更なる強化（地域間協同的発展の推進〔重要な地域発展戦略に基づく協同的発展の推進等〕、技術革新による成長の促進〔「国家高新区」中心の地域産業体系の構築等〕、グローバル革新体系との融合促進〔国際ルールに則った革新センターの共同設立等〕）、(5) 質の高い発展環境の形成促進（管理体制・メカニズムの改革深化〔管理権限リスト制度の導入等〕、ビジネス環境の最適化〔「放管服」改革の深化等〕、金融サービスの強化〔知的財産権関連の投融資業務の展開促進等〕、土地資源配置の最適化〔新産業・新業態向け土地供給の拡大等〕、グリーンな「国家高新区」の建設促進〔汚染企業に対する進出規制の強化等〕、である。

【構成(概要)】

「国家ハイテク産業開発区の質の高い発展の促進に関する若干の意見」

(国発[2020]7号)

成立日：2020年7月13日、発表日：2020年7月17日

1. 指導思想・基本原則・発展目標：産業チェーンに基づく革新チェーンの構築、新たな原動力の育成、産業の近代化促進等を通じて、国家ハイテク産業開発区（以下、「国家高新区」）を、革新駆動型経済発展のモデル区・質の高い経済発展の先行区として育成していくとの指導思想の下、革新駆動・更なる高みの形成・改革の深化・合理的配置の促進を基本原則とし、2025年までにハイテク産業体系の形成、2035年までに世界的に影響を持つ「国家高新区」の育成を目標とする。
2. 自主的革新能力の向上：ハイエンド革新資源の集約化（産業技術革新機関の積極的育成等）、一流人材の誘致・育成（高度外国人材の就労ビザ申請の規制緩和等）、コア技術の革新と成果転化の強化（パイロット・テストを行うプラットフォームの整備とリスク分担メカニズムの模索等）。
3. 企業の革新力の更なる強化：ハイテク企業の成長促進（複数のユニコーン企業の育成等）、技術革新型中小企業の積極的育成（研究成果を持つ技術者による起業に対する支援の強化等）、科学技術の革新とそれによる起業に対するサービスの強化（科学技術関連サービス機関の育成等）。
4. 産業高度化の推進：新興産業の育成・発展の促進（多様な応用シーンの構築による新技術・新製品・新業態・新モデルの発展促進等）、特色あるリーディング産業の成長と競争力強化の推進（地域の資源賦存量・インフラ整備状況に基づく革新的資源の配置と産業発展の全体計画の強化等）。
5. 開放・革新の更なる強化：地域間協同的発展の推進（重要な地域発展戦略に基づく協同的発展の推進等）、技術革新による成長の促進（「国家高新区」を中心とした地域産業体系の構築等）、グローバル革新体系との融合促進（海外での国際ルールに則った革新センターの共同設立等）。
6. 質の高い発展環境の形成促進：管理体制・メカニズムの改革深化（技術革新・産業振興・人材誘致・市場参入・プロジェクトの許認可・財政・金融等に関わる管理権限リスト制度の導入等）、ビジネス環境の最適化（「放管服」改革^(注)の深化等）、金融サービスの強化（金融機関の知的財産権に関わる投融資業務の展開促進等）、土地資源配置の最適化（新産業・新業態向け土地供給の拡大等）、グリーンな「国家高新区」の建設促進（汚染企業に対する進出規制の強化等）。
7. タイプ別指導と組織管理の強化：リーダーシップの強化（地域・段階・資源等を参考した省ハイテク産業開発区の「国家高新区」への進級加速等）、動態的管理の強化（評価指標体系の構築等）。

(注)「放管服」改革は、権限委譲と行政の簡素化・規制緩和と管理強化・行政サービスの最適化を内容とする改革である。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/17/content_5527765.htm

から入手可能（2020年8月17日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。